

令和元年度第7回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和元年10月10日

場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

令和元年度第7回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

2. 開会日時 令和元年10月10日（木） 午後1時30分

3. 閉会日時 令和元年10月10日（木） 午後2時30分

4. 出席農業委員（8名）

1番	乙部	繁作	君	2番	沼尾	京子	君
4番	蛭沢	清子	君	5番	沼尾	幸一	君
6番	竹内	勝子	君	8番	高松	克彦	君
9番	沢田	兼美	君	10番	中野	一男	君

5. 欠席農業委員（7名）

3番	蛭名	勲	君	7番	米内山	寧夫	君
11番	甲地	武彦	君	12番	木村	豊三郎	君
13番	甲地	俊隆	君	14番	新山	忠幸	君
15番	小野寺	正八	君				

6. 出席農地利用最適化推進委員（2名）

上野（上） 蛭名 賢一 君 花向 野田 亮広 君

7. 欠席農地利用最適化推進委員（3名）

千代畑	江刺家	栄作	君	甲地	岡山	粕男	君
旭	笹倉	隆悦	君				

8. 会議に付した案件

- 報告第17号 農地の転用事実に関する照会について
報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第24号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

4番 蛭沢清子君 5番 沼尾幸一君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 蛭澤博幸 事務局主事 荒木浩美

11. 書記

事務局副参事 河島徳悦

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長 (蛭澤博幸君) 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。
「こんにちは」
着席願います。

ただいまから、10月3日に招集通知しました、第7回東北町農業委員会総会を開催いたします。

事務局長 (蛭澤博幸君) 本総会の出席委員は、8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
尚、農地利用最適化推進委員 2名の出席があります。
本日、3番 蛭名 勲 委員、 7番 米内山 寧夫委員
11番 甲地 武彦委員 12番 木村 豊三郎委員
13番 甲地 俊隆委員 14番 新山 忠幸 委員
15番 小野寺正八委員

事務局長 (蛭澤博幸君) より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長あいさつ省略)

ありがとうございました

事務局長 (蛭澤博幸君) それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会長 (乙部 繁作君) それでは、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。

(開 議)

これより、本日の会議を開きます。

議長（乙部 繁作君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、**報告3件、議案3件**であります。
充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

議長（乙部 繁作君） （議事録署名者の指名・書記の任命）
日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命についてを、議題とします。

お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

議長（乙部 繁作君） 議事録署名者には、**4番 蛭沢 清子 委員、5番 沼尾 幸一 委員**
を指名いたします。
なお、書記には、河島 副参事を任命いたします。

（会期の決定）

議長（乙部 繁作君） **日程第2** 会期の決定についてを、議題とします。
総会の会期は、本日一日とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認め、総会の会期は、本日一日とすることに決定しました。

議長（乙部 繁作君） **日程第3 報告第17号** 農地の転用事実に関する照会について、
を議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。

(蛭澤博幸 君) 報告第17号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するも
のです。

尚、現地確認は、10月1日、委員2名(高松 克彦 委員 及
び、笹倉 隆悦 農地利用最適化推進 委員)と事務局職員2名に
より遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認して
います。

2ページをお開きください。

受付番号31番 1件について説明いたします。

(事務局受付番号31 1件朗読説明省略)
以上、1件です。

議長(乙部 繁作君) ただいま、事務局より報告第17号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認め、報告第17号は原案のとおり報告済と致します。

議長(乙部 繁作君) **日程第4 報告第18号** 農地法第3条の3第1項の規定による届
出書の受理についてを、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 (蛭澤博幸 君) 3ページをお開きください。
報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受
理について、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第
1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

4ページをお願いします。
(事務局 27番から32番、6件朗読説明省略)
以上、6件です。

議長（乙部 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありました。ご質疑あり
繁作君） りませんか。
議長 長

（質疑なしのとき）

質疑なしと認め、報告第18号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長（乙部 **日程第6 報告第19号** 農地法第18条第6項の規定による通
繁作君） 知書の受理について、を議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 6ページをお開きください。
（蛭澤博幸 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理
君） について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり
合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

7ページをお願いします。

受付番号5番1件について説明します。

（事務局受付番号5番1件を朗読説明省略）
以上1件であります。

議長（乙部 ただいま、事務局より報告第19号の朗読及び説明がありました。
繁作君） ご質疑等ありませんか。
議長 長

質疑なしと認め、報告第19号は、原案のとおり報告済みと致します。

議長（乙部 **日程第6 議案第22号** 農地法第3条第1項の規定に基づく農
繁作君） 業委員会の許可についてを 議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 8ページをお願いします
(蛭澤博幸君) 議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり、(1)所有権移転4件、地上権設定2件許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

9ページをお願いします。

所有権移転(4件)及び地上権設定(2件)について説明いたします。

(事務局 受付番号19~22番、4件及び地上権設定2件を朗読説明省略)

以上、所有権移転4件及び地上権設定2件であります。

議長(乙部 繁作君) 只今、事務局より、所有権移転、受付番号19番~22番4件、地上権設定2件の説明が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

委員(高松 克彦君) 9ページの21で譲受人が東京都の方がこちらで管理するという事で24,000㎡余りにプラス、アルファという事でいいんですね。

事務局長 この方は現在、東京都に住所を動かしております。仕事の関係で向こうの方の事業所での現場責任者という事で住所を動かしたと、但し、今こちらに本人が住所をもってくるんですけども、事情があつて遅れていると、本人の生活場所はこちらで農作業等は実施しているとの事とです。

委員(高松 克彦君) ○○さんは、○○さんですか、本人が議決事項の際、議場に同席するのはいかがなものですか。

事務局長 委員であればできないのですが家族とか、推進委員ということで議決権もないと、そういうことから居てもよろしいという事で確認はしております。

委員(高松 克彦君) はい、わかりました。

委員（高松克彦君） 11ページ、地上権の設定。1番と2番で前回出た太陽光発電の関係の5条申請の絡みで今回は、5条申請ではなくて3条の地上権で提案が上っていましたが、太陽光発電等事業には送電線等が絡むと思うんですが、その送電線の張めぐらされる地域には農地等は一切ないという事で理解してよろしいか。

事務局長（蛭澤博幸君） 受付番号1番と2番なんですけども、先月の総会で5条申請で上げた際に一度地上権設定で上げた案件です。今、ご指摘の送電線の関係で現地が近くまで電気の線、電柱がそのものが来ているために他の農地に絡むことはないという事で現地確認をしております。あくまでも農地転用の場所からそのまま電柱に引き込むという形になります。

委員（高松克彦君） わかりました。2番なんですけども1筆まるまる地上権を設定するという事でよろしいですか。

事務局長（蛭澤博幸君） 委員がおっしゃるのは農地1筆全部地上権設定するという事で理解してよろしいですね。太陽光発電の場合は1筆全部となります。他の構造物とかができないようにするため譲受人には太陽光発電のみとしております。他のものには使用できないという事で地上権を設定しております。

委員高松克彦君） この土地の中で太陽光が地上権設定されている。営農はできないと理解してよろしいんですね。

営農型の転用申請にあがっている案件で地上権設定し、尚営農を営む申請でございます。地上権設定することによって例えば他の小屋を建てたいとか車庫を建てたいとかそういう事はできなくなります。

委員高松克彦君） 地上権、これは具体的に区分地上権でなく地上権ですよね、地上権を設定することによって耕作もできるとなると地上権の権利者は譲受人の合同会社なんですけども耕作は本当にできるんですか。普通であれば区分地上権を設定して何メートルから何メートルまで太陽光だよと、それからその下の部分は貸している人が耕作できるよというやり方をしないと、地上権だったら土地の全てのものという事ではないんですか。

事務局長（蛭澤博幸君） 営農型の太陽光発電で全般に関してですけれども下で営野を営む、よって上物に対してのその太陽光をつけるんだと、ということが営農型の太陽光発電の基本になるのですがその際に地上権設定するという事は下で当然営農を営みます。

事務局長（蛭澤博幸君）　　そして借りている人が転用する面積に関しては、本当は支柱の面積だけにはなるのですが転用申請の時に、太陽光パネル等が農地に対して張り出してきますのでそこには地上権設定をして他の構造物は建てられないようにする。というものです。

13:54分 休憩

14:14分 再開

議長（乙部 繁作君）　　その他質疑はありませんか

（質疑なしのとき）

異議なしと認め、議案第22号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長（乙部 繁作君）　　**日程第7 議案第23号** 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを 議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長（蛭澤博幸君）　　12ページをお願いします。
議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、受付番号21番1件について、現地調査が行われております。

13ページをお願いします。

尚、申請箇所的位置等は、14ページから15ページのとおりです。

（事務局 受付番号21番1件、朗読説明省略）

以上1件です。

議長（乙部 繁作君） ただいま、事務局より、説明が終わりました。

これには、現地調査が行われていますので

高松 克彦 委員より現地調査の報告をお願いします。

委員（高松 克彦君） 13ページの^{ちんたいしゃくけん}賃貸借権設定の21番の申請地は、申請地は10月1日に 農地利用最適化委員 笹倉 隆悦委員及び事務局と現地に行き、^{かりびと}借人 代理人及び、^{かしびと}貸人 代理の立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は、東北町分庁舎より、北へ約10.7kmの距離にあり、転用の目的は、町所有の豊畑放牧場内で、風力発電施設建設のための事前風力調査のための無人観測塔設置の一時転用です。 現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響はないとみて、許可相当と判断してまいりました。

以上、報告いたします。

議長（乙部 繁作君） ご苦労さまでした。

ただいま、8番 高松 克彦 委員、及び事務局より現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ございませんか。

(異議なしのとき)

議長（乙部 異議なしと認め、議案第23号は、原案のとおり許可することに
繁作君） 決定し、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長（乙部 日程第8 案第24号 東北町農用地利用集積計画の決定につい
繁作君） てを 議題とします。

事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 16ページをお願いします。
（蛭澤博幸 議案第24号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北
君） 町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知が
ありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
より、農業委員会の決定を求めるものであります。

17ページをお願いします。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお
願いの文書であります。

18ページをお願いします。

農地売買等事業による所有権の設定各筆明細書賃貸借及び使用貸
借並びに所有権移転について、説明いたします。

なお、賃貸借及び使用貸借並びに所有権移転は、農地中間管理事業
によるため、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農
林業支援センター、でありますので、氏名、住所については、省略
させていただきます。

賃貸借です。

(事務局 受付番号16番から17番、2件、朗読説明省略)

以上2件です。

次に、使用貸借です。

(事務局 受付番号30番から37番、8件、朗読説明省略)

以上8件です。

つづいて、所有権移転は、

(事務局 受付番号11番から12番、2件、朗読説明省略)

以上2件です。

議長（乙部 繁作君） ただいま、事務局より説明が終わりました。
本案について、ご質疑等ありませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認め、議案第24号は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

第7回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 14時 30分 閉会

